表3

識別対象装置	識別表示	配置	色	要件等
停止装置の操作装置（切断）		運転者が運転者席に着席した状態において、右側のハンドルバー（注2）に配置すること。	—	主に使用する原動機の停止装置とは別の停止装置を備えてもよい。
始動装置の操作装置	—	—	—	回転式の始動装置の操作装置にあっては、イグニッションスイッチ「オフ」の位置からイグニッションスイッチ「オン」の位置まで時計回りに回転するものであること。
始動装置（電気式）の操作装置		—	—	—
チョークの操作装置		運転者が運転者席に着席した状態において、視認できない位置に配置してもよい。	—	—
変速装置（中立の状態）の操作装置		—	緑	テルテールは、変速装置が中立の位置にある時に点灯するものであること。
警音器の操作装置		運転者が運転者席に着席した状態において、左側のハンドルバーに配置すること。ただし、手動式クラッチ及び変速装置を備える自動車にあっては、運転者が運転者席に着席した状態において、右側のハンドルバーに配置すること。	—	手で押すものであること。
走行用前照灯の操作装置		運転者が運転者席に着席した状態において、左側のハンドルバーに配置すること。ただし、手動式クラッチ及び変速装置を備える自動車にあっては、運転者が運転者席に着席した状態において、右側のハンドルバーに配置すること。	—	—
すれ違い用前照灯の操作装置		運転者が運転者席に着席した状態において、左側のハンドルバーに配置すること。ただし、手動式クラッチ及び変速装置を備える自動車にあっては、運転者が運転者席に着席した状態において、右側のハンドルバーに配置すること。	—	—
光学的警報装置の操作装置（注1）	—	走行用前照灯又はすれ違い用前照灯の操作装置に隣接する位置に配置すること。	—	走行用前照灯及びすれ違い用前照灯の操作装置とは別に備えることができる。この場合において、光学的警報装置の使用を停止したときは、速やかに当該警報装置は消灯するものでなければならない。
方向指示器の操作装置		ハンドルバーの上側であり、かつ、運転者席から容易に視認することができる位置に配置すること。	—	インジケータは、車両の進行方向を示すことができるよう左右それぞれが独立したものであること。
原動機回転数の操作装置	—	運転者が運転者席に着席した状態において、右側のハンドルバーに配置すること。	—	手動により操作できるものであること。
制動装置（前輪）の操作装置	—	運転者が運転者席に着席した状態において、右側のハンドルバー前方に配置すること。	—	手動により操作できるものであり、かつ、前後輪連動式制動装置を備える場合にあっては、制動装置（後輪）も同時に作動するものであること。
足動式制動装置（後輪）の操作装置	—	運転者が運転者席に着席した状態において、車枠右側に配置すること。	—	ペダルを踏むことにより操作できるものであり、かつ、前後輪連動式制動装置を備える場合にあっては、制動装置（前輪）も同時に作動するものであること。
手動式制動装置（後輪）の操作装置	—	運転者が運転者席に着席した状態において、左側のハンドルバー前方に配置すること。	—	手動により操作できるものであること。ただし、手動式クラッチを備える車両には装備してはならない。
駐車制動装置の操作装置	—	—	—	手動式レバー又は足動式ペダルを操作できるものであること。
クラッチの操作装置	—	運転者が運転者席に着席した状態において、左側のハンドルバーに配置すること。	—	手動式レバーにより操作できるものであり、かつ、握りしめることによりクラッチが切れるものであること。
足動式変速装置の操作装置	—	運転者が運転者席に着席した状態において、車枠左側に配置すること。	—	—
手動式変速装置の操作装置	—	運転者が運転者席に着席した状態において、左側のハンドルバーに配置すること。	—	—

表4

識別対象装置	識別表示	配置	色
停止装置の操作装置（接続）		—	—
手動式チョークのテルテール		—	黄又は橙
手動式燃料タンク遮断バルブ（オフ）の操作装置		—	—
手動式燃料タンク遮断バルブ（オン）の操作装置		—	—
手動式燃料タンク遮断バルブ（予備）の操作装置		—	—
速度表示計のインジケータ	—	—	—
走行用前照灯のテルテール		—	青
すれ違い用前照灯のテルテール		—	緑
前部霧灯の操作装置		—	—
前部霧灯のテルテール		—	緑
後部霧灯の操作装置		—	—
後部霧灯のテルテール		—	黄又は橙
方向指示器のテルテール		—	緑
非常点滅表示灯の操作装置		—	—
非常点滅表示灯のテルテール		—	赤
		—	緑